

告 示

埼玉県告示第千百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

春日部三井ショッピングセンター

春日部市粕壁東二一七七一六外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）株式会社ロビンソン・ジャパン

代表取締役 山口義之

東京都港区芝公園四一ー四

（変更後）株式会社そごう・西武

代表取締役 山下國夫

東京都千代田区二番町五番地二十五

ハ 変更年月日

平成二十一年九月一日

二 届出年月日

平成二十二年七月三十日

ニ 縦覧期間

平成二十二年八月十日から平成二十二年十二月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年八月十日から平成二十二年十二月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課